

## 平成30年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 議事要旨

### 1 日時

平成30年12月27日（木）午前10時30分から午後0時8分まで

### 2 場所

TKPガーデンシティ仙台勾当台2階ホール2

### 3 出席者

別紙「出席者名簿」のとおり（16名出席）

### 4 議事要旨

#### （1）開会

（渡辺保健福祉部長あいさつ）

- 本日は、年末の大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただき感謝申し上げます。  
また、委員の皆様方には、本県の障害福祉行政の推進について、日頃から格別の御指導御協力を賜り、この場を借りて厚くお礼申し上げます。
- さて、本日は、お手元の次第にあるとおり、「障害者差別解消等に向けた条例」について御審議いただくこととしている。
- 昨年度、委員の皆様にご審議を賜り策定した「みやぎ障害者プラン」においては、「障害を理由とする差別の解消」を重点施策(しさく)の一つに掲げているが、障害者差別の根絶を目指していくためには、県民一人一人が、障害について理解を深め、差別解消を自らの責務として捉え、行動することが大切だと考えている。
- このため、このたび、宮城県議会で知事が表明したとおり、差別解消に向けた条例制定の検討に着手することとした。
- 加えて、障害のある人もない人もお互いにコミュニケーションを取り合いながら交流することが促進されるよう、障害の特性に配慮した情報取得や意思疎通の支援を図っていくことも重要だと考えている。
- そのため、この条例には、差別解消に加え、情報保障についても盛り込むことを検討している。
- また、報告事項として、今年度取組を始めた「ヘルプマーク」及び「ゆずりあい駐車場利用制度」について、概要や今後の取組などを御報告する。
- 委員の皆様におかれては、忌憚のない御意見をお願い申し上げます。

（事務局・島瀬副参事）

- 今回は委員の改選があり、皆様には、平成30年12月19日付けで本協議会の

委員に御就任いただいている。

- 事務局から、お手元に配布した委員名簿に従い、委員の皆様を順に御紹介させていただく。

(別紙「委員名簿」に基づき委員を紹介)

- 本日は、委員の方々のうち、半数以上の御出席をいただいているため、宮城県障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立することを御報告する。
- 本日の議事進行についてだが、委員の改選があったため、協議会条例第5条第1項の規定により、会長・副会長は、「委員の互選によって定める」とされており、委員の方々により会長・副会長が選出されるまでは、渡辺保健福祉部長が進行役を務め、会長・副会長が選出された後は会長に進行役をお願いすることとする。

## (2) 議事1「会長等の選任について」

(事務局・渡辺部長)

- 会長、副会長が決まるまでの間、進行役を務めさせていただく。よろしくお願ひ申し上げます。
- それでは、議事(1)「会長等の選任」についてだが、いかがか。

(志村委員)

- 先ほどの部長の御挨拶によると、本日の議題は、昨年度まで審議した「みやぎ障害者プラン」に関わりの深いものようだったので、前期に引き続き、会長は、阿部重樹委員に、副会長は、野口和人委員をお願いしてはいかがか。

(事務局・渡辺部長)

- ただ今、志村委員から阿部重樹委員を会長に、野口和人委員を副会長にという推薦があったが、いかがか。

※異議なし

- 皆様の御了解をいただいたようなので、委員の皆様の互選により、阿部重樹委員を会長に、野口和人委員を副会長に選出したものとさせていただく。それでは、阿部会長は会長席へ、野口副会長は副会長席へ移動をお願いします。
- 会長及び副会長が選任されたので、以後の議事進行は阿部会長をお願いします。

## (3) 進行

(阿部会長)

- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただき、私からも改めてお礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、障害者差別解消等に向けた条例について、審議すること

となっている。

- 冒頭の渡辺部長からの御挨拶にもあったとおり、昨年度までの協議会では、「みやぎ障害者プラン」について審議してきたが、プランにおける「重点施策」として、「障害を理由とする差別の解消」が掲げられていた。今回は、この施策に深い関わりをもつ条例について審議いただくということであった。
- また、「ヘルプマーク」と「ゆずりあい駐車場利用制度」の取組を開始したということだが、これについても報告がなされるということであった。
- 皆様には、可能な限り、多くの御意見をいただきたいと思っているので、円滑な議事進行に御協力いただくよう、よろしくお願い申し上げます。
- それでは、事務局から議題の「障害者差別解消等に向けた条例について」説明をお願い申し上げます。

#### (4) 議事2「障害者差別解消等に向けた条例について」

##### ①事務局説明

(事務局・小松課長)

- 私から「障害者差別解消等に向けた条例」について、資料1-1及び資料1-2に基づき、御説明させていただく。
- なお、条例というものの基本的事項について、お手元の参考資料1でまとめているため、適宜、御参照いただきたい。
- まず、資料1-1「障害者差別解消と情報保障に関する条例の制定方針(案)」を御覧いただきたい。こちらの資料は、県が現在制定を検討している条例の背景や枠組をまとめたものである。
- 1の「背景」であるが、(1)の障害のある人の権利を巡る情勢として、障害を理由とする差別の解消と、言語としての手話の認知という二つのポイントを表にまとめている。
- 国レベルの動きであるが、平成23年7月に改正された障害者基本法、平成25年6月に制定された障害者差別解消法、平成26年1月に批准(ひじゅん)された障害者権利条約では、障害を理由とする差別の禁止が盛り込まれた。また、障害者基本法、障害者権利条約では、手話を「言語」に含むという規定が設けられた。
- 全国的な動きであるが、当県の調査では、障害を理由とする差別の解消に関する条例は30都道府県が、言語としての手話の認知に関する条例は、差別解消の条例と一体のものを含め、26都道府県が制定している。また、言語としての手話の認知については、国に対し「手話言語法」の制定を求める動きもあり、全国の都道府県議会が法制定を求める意見書を採択している。
- 本県における動きであるが、昨年度策定した「みやぎ障害者プラン」の重点施策

の一つとして障害を理由とする差別の解消を掲げているほか、障害福祉団体から条例制定を求める強い要望をいただいている。また、言語としての手話の認知については、本県議会が手話言語法の制定を求める意見書を採択しているとともに、手話を広める知事の会に村井知事が加入しているほか、こちらについても障害福祉団体から条例制定を求める強い要望をいただいている。

- これらの状況を踏まえ、(2)の対応のとおり、差別解消や手話の公的認知を含む情報保障を盛り込んだ、障害のある人の権利の尊重に関する条例を制定したいと考えている。
- 次に、2の「制定プロセス」であるが、本条例の制定に当たり、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」とする考え方を踏まえ、障害当事者を含む多くの県民の皆様からの意見を反映したいと考えている。
- 具体的には下の表のとおりであるが、本協議会での条例に関する審議は概ね5回程度を予定しており、今年度は条例の構成をまとめた「骨子案」の作成を進める。本日「骨子案」を御審議いただいたら、関係団体の皆様のヒアリング、意見聴取を行い、また、県内7地域でタウンミーティングを開催したいと考えている。
- タウンミーティングについては、参考資料2のとおり予定しており、本日御了承いただいたら、日程等を速やかに公表し、周知していく。委員の皆様にも追って御案内申し上げますので、ぜひ関係者等への周知について御協力をお願い申し上げます。
- 資料1-1に戻る。来年度以降、素案の作成作業に入るが、この過程でも、関係団体の皆様のヒアリングとともに、パブリックコメントを行い、広く御意見をいただきたいと考えている。
- 次に、資料右側の3の「枠組」を御覧いただきたい。条例の検討に当たり、(1)のとおり、軸とする考え方が必要である。そこで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けた「2つの柱」に着目した。
- この「2つの柱」とは、国の「第4次障害者基本計画」や、「ユニバーサルデザイン2020(にまるにまる)行動計画」などで示されているものであるが、「心のバリアフリー」と、「ユニバーサルデザインのまちづくり」という柱である。
- 「心のバリアフリー」のポイントは3点あり、1つ目として、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること、2つ目として、障害のある人への差別を行わないよう徹底すること、3つ目として、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこととされている。
- 一方の「ユニバーサルデザインのまちづくり」は、物理的障壁や情報に関わる障壁を取り除いていくことで、例えば街なかの段差、狭い通路、分かりにくい案内表

示等を見直すことなどが挙げられる。

- 「ユニバーサルデザインのまちづくり」については、当県においても、すでに「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、施設等の整備について基準を設けるなど一定の措置を取っているところであるが、「心のバリアフリー」については条例による対応はなされていない。
- このことから、差別解消法の補完と、手話を含む情報保障による心のバリアフリーを通じ、共生社会の実現に取り組むことを、この条例の軸にしたいと考えている。
- なお、情報保障のうち、言語としての手話の認知に関しては、手話に関する単独の条例を制定している道府県が多数となっているが、当県では、広く、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現という考え方から、手話以外も含む情報保障と、障害を理由とする差別の解消とが一体となった条例としてはどうかと考えているところである。
- 次に、(2)の基本的な内容案であるが、名称は仮称として「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」とし、まず目的や理念等を定め、その上で差別解消及び情報保障の規定を置くことを検討している。
- 具体的な内容については、資料1-2「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）の骨子（案）」を御覧いただきたい。
- 「1 目的や理念等」では、目的、定義、基本理念、県の責務、市町村等との連携、県民の役割、財政上の措置に関する規定を盛り込みたいと考えている。特に、「社会的障壁」や「障害の社会モデル」など、資料右下の「キーワード」でお示ししている考え方は、条例にも盛り込み普及を図るべきと考えている。
- 次に、「2 障害を理由とする差別の解消に関すること」を御覧いただきたい。
- 障害を理由とする差別の禁止については、県民は、障害を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないこととしている。
- 不当な差別的取扱いとは、資料右下のキーワードのとおり、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することであるが、現行の障害者差別解消法において行政機関及び事業者には義務として課されているものを県民全体に拡大するものである。
- この点については、そもそも障害者基本法では「何人も」不当な差別的取扱いをしてはならないこととされているほか、同種の条例を制定している全国の例でも、多くの自治体が同様の規定を設けている。
- なお、何が差別にあたるのか、という定義については、条例に規定するのではなく、別途ガイドライン等を策定し理解促進を図りたいと考えている。
- 次に、合理的配慮の提供義務については、事業者は合理的配慮に努めることとしている。合理的配慮の提供義務とは、キーワードのとおり、障害のある人から、社

会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することであるが、法において行政機関に義務、事業者に努力義務として課されており、障害のある人とない人の相互交流を考慮し、こちらは法律と変えないこととしている。

- 相談体制については、県は、障害者権利擁護センターに相談業務を委託可能とすること、センター職員等に守秘義務を課することとしているが、既に権利擁護センターを設置しており、現在の相談体制と大きく変わることはない。
- 助言あっせんについては、当事者等が県に対し助言あっせんを求めることを可能とすること、新たに設置する調整委員会が助言あっせんを行うこと、その委員会に説明・資料提出要求権限を与えることを予定している。
- 勧告・公表については、正当な理由がないあっせん案拒否や委員会の要求拒否に勧告ができること、正当な理由がない勧告拒否は意見聴取等を経て公表することができることとしている。
- 調整委員会については、委員10人程度とし、委員には守秘義務を課することが必要であると考えている。
- 次に、「3 手話を言語として認識することを始めとした情報保障に関すること」を御覧いただきたい。
- 手話の公的認知については、手話を言語と認識し必要な施策を実施することとしている。キーワードのとおり、手話を言語として認識し、手話をはじめとする手段により、情報取得や意思疎通が図られる環境を整備していくことが重要と考えている。
- なお、この部分は特に手話に限定した規定となるが、これ以降は手話以外の点字、音声、字幕なども含んだ規定を想定している。
- 情報の取得及び意思疎通における障壁の除去については、必要な支援を実施すること、支援に当たっては障害の特性に配慮することとしている。
- 障害のある人に配慮した情報発信等については、障害のある人に配慮した形態、手段及び様式による情報提供を行うこととしている。
- 意思疎通等の手段の普及については、多様な情報提供方法の普及や、障害のある人の生活に必要な訓練の実施等を行うこととしている。
- 意思疎通支援者の養成等については、意思疎通支援者の養成・技術向上、指導者の養成、支援者の派遣を行うことを考えている。
- 以上が、障害者差別解消等に向けた条例についての概要である。

## ②質疑応答

(阿部会長)

- 資料1-1による事務局からの説明では、障害のある人の権利を巡る近年の情勢

を踏まえた条例を制定することとし、タウンミーティングなど、障害当事者を含む多様な県民意見を踏まえた制定プロセスをとりながら作業を進めたいということであった。条例の枠組は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現に向け、共生社会の柱の一つである「心のバリアフリー」に着目し、差別解消法の補完と手話を含む情報保障を盛り込むということであった。

- 次に、資料1-2により具体的な骨子案について示された。事務局からの説明では、障害者差別解消部分のポイントとしては、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止は、障害者差別解消法よりも、対象を県民までに広げつつ、合理的配慮の提供義務は障害のある人とない人の相互交流を考慮して、法律と同様のものとするということ、また、事案の相談や解決のための相談機関や助言あっせんのための調整機関を置くということであった。
- 情報保障部分のポイントとしては、手話を明確に言語と認識するとともに、その他の情報の取得や意思疎通に関する施策を盛り込むということであった。
- ただいまの事務局の説明に対して、御質問・御意見などがあればお願い申し上げる。

#### (佐藤(由)委員)

- 定義の中に、「社会的障壁」や「障害の社会モデル」の考え方が入っていること、基本理念の中に、「性別や年齢の複合的困難に応じた適切な配慮」、あるいは、「障害の社会モデルの理解」が入っていることは大変良いことであると思う。
- 私の方で、ひとつ、どうかというのが、事業者における合理的配慮の提供義務を法律と同じ努力義務にとどめるのか、条例を制定するに当たって法的義務にするのか、ここが議論の分かれ目ではないかと思う。
- 既に、法的義務としている条例もできている上に、法施行から3年経って、これから、法律の方も、合理的配慮を法的義務とするような方向での運動があるため、ここはもう一度考えてみたいところである。
- また、合理的配慮の提供のところで、ぜひ入れていただきたいと思うのが、国の基本方針のところにも入っている、双方の基本的対話によって柔軟に解決すること。つまり、合理的配慮を求められたときに、「それは負担が大きすぎるからできない」で終わるのではなく、「それはとても私のところではできない。では、代わりにどうしたことができるか」というような建設的対話が大事だということが基本方針などにも入っており、合理的配慮の提供義務が根付くためには、そのところの理解が一番大事だと思うため、どこかに入れてほしい。

#### (阿部会長)

- 佐藤(由)委員からは、資料1-2の「2 障害を理由とする差別の解消に関する

ること」の「合理的配慮の提供義務」について、2点、御提案があったと理解している。

- 事業者の努力義務のところを、もう一步進めて、積極的に考えられないかということ、右下の「キーワード」のところにある「合理的配慮の提供」で、「負担が重過ぎない範囲で対応する」ということについて、当事者間のコミュニケーションを通じて、より積極的な対応を求めていくような配慮がどこかに盛り込まれたほうが良いのではないかということであった。

(事務局・小松課長)

- まず、1点目の合理的配慮の提供義務を事業者にも、という御意見については、障害のある人と相手方の関係というのは、非常に多種多様な場面があると考えており、そうした多種多様な場面を一律に捉え、合理的配慮の提供を事業者にも義務化するということは、障害のある方、ない方が交流しにくくする恐れもあるのではないかと懸念するところもあり、障害者差別解消法の規定に則って、今回の骨子案では、対象を拡大しないと整理させていただいた。
- 2点目については、合理的配慮の提供における「負担が重過ぎない範囲」というのをどこに線引きするのかということも難しい問題であると思う。社会的に、障害者の方に配慮をしなければならないという認識が広まり、そうしたことに取り組んでいただける事業者が多くなれば理解も得られると思うが、そのような認識が浸透していない段階で、負担が重いのか重くないのかということを一律に決めるというのは難しいと思う。事務局としても検討していきたい。

(佐藤(由)委員)

- 建設的対話ということを上上げたのは、合理的配慮を提供しろと言われることを負担だと感じられる事業者が多いと思うためである。どういう合理的配慮をするのかというのは、一方的に重い負担を課すものでも、求められたことに対して0か100かで応える問題でもない。お互いにどうしたらよいかを考えるとということが相互理解に繋がるし、合理的配慮を提供することで、社会を変えることにもなるという意味で、基本方針にもある「建設的対話」というのは大切なキーワードであると思われ、それがどこかに入るような形で作っていただけたらという希望である。

(阿部会長)

- 建設的対話をキーワードにして、本県で制定する条例に、そこを意識して、あるいは、それをアクセントとして盛り込んでいく必要があるのではないかという御提案であった。事務局で受け止めていただきたい。

(事務局・小松課長)

- 承知した。

(森委員)

- ただ今の合理的配慮の件だが、県民に対しても義務を課した方が良いと考えている。
- 県の説明にもあったように、既に先行する条例が都道府県レベルで30以上あり、市町村レベルではもっとある。宮城県では、平成18年10月だったと思うが、村井知事が障害者差別解消については、条例を作らないと言ったと思う。前の浅野知事時代には、作ろうとしたが、あまりにも早急に、数か月で作ろうとしたため、障害者団体が反対してだめになったという経緯があった。
- なぜ、合理的配慮を法的義務にするかという点、既に、東京都はそうしている。われわれ障害者団体は、ここ12年ぐらい、色々な都道府県の条例を勉強して知っている。宮城県も、作るならよりよいものを作ってはどうか。
- 合理的配慮について、よく法律とか基本方針を見ると、条件がある程度付されており、法的義務といっても条件があると理解している。これは、ここで決める必要はないが、議論の大事な点として残していただきたい。
- 次に、制定プロセスについて、確認させていただく。資料1-1の左側の下だが、県としては、最終案をどの時点で提示することとしているのか。
- 既に、先行する条例がたくさんあると申し上げたが、私の印象だと、障害者団体にとっても非常に大事な条例であり、結果的に2年ぐらいかけている。
- 宮城県としては、最終案をもって議会にかけると思うが、どれぐらいの期間を想定しているのかを確認しておきたい。

**(阿部会長)**

- 確認を求めたいという御質問として、資料1-1の左下「2 制定プロセス」の一番下にある最終案、この辺をどの程度のスケジュールとして見込んでいるのかということであった。
- それから、合理的配慮の提供に係る事業者の努力義務をもう一步進めて、法的義務とすることについて、先行する他の都道府県の事例等をもう少し研究していただいた上で、協議会として、論点として残していただきたいという御意見であった。

**(事務局・渡辺保健福祉部長)**

- 1点目のスケジュールについてだが、条例の制定に当たっては、できるだけ議論を尽くし、当事者及び関係者団体との意見交換をしっかりと踏まえた上で制定したいと考えている。
- 今回、このプロセスについて、あえてスケジュールを明記していなかったのは、そういう趣旨であり、タイムスパンとしては、他県でも1年~2年くらいかけているということであるため、そういうところも念頭においたスケジュール感で考えている。
- 2点目の合理的配慮の提供義務について、法律と同様ではなく、事業者や県民に

も法的義務を拡大すべきだという御指摘については、この協議会で議論していただきたいと思う。

**(阿部会長)**

- (県民及び事業者に対する法的義務の拡大については、) 2つ目の点として整理してしまっただが、今後、この協議会で議論する際に、佐藤委員と森委員から出された点が配慮された素案となってくると思われるため、その際に改めて議論することをお願いしたい。

**(森委員)**

- 私も、とにかく、12年間ずっと学び続けてきたため、たくさんの意見があり、本日の1時間ぐらいでは終わらないと思うのだが、本日、聴覚障害者関係の方も傍聴でいらしているが、差別解消関係と手話を含む情報保障の2つを一体化して制定するということの是非についても検討していただきたい。
- なぜかという、手話は本当に不当な扱いをされてきた。多分、これから、聴覚障害者への聞き取りもあると思うが、彼らは、多分、別の条例を作ってほしいと思っている。差別は差別、手話言語の方は別と。それには、それなりの理由がある。その辺の理由もこの協議会で共有できて、一体にした方が良いのか、それぞれ別に独立して単独にしていったらいいのか議論できたらいいと思う。
- 私もここ1週間は本当に学んだ。彼らにも2回ぐらい聞いてみた。なぜ一体化してはダメなのか。独立した条例を願っているようだが、なぜか。私も今では合点がいつている。これはやはり、きちんと分けて作らないと、手話が不当な扱いを130年も受けてきたその思いに応えられない。
- 内容が一緒だからいいじゃないかという議論もあると思うが、そこは大事な部分である。
- 県の意向も分かる。多くの先行条例が既に一体化したもので作っているというのも分かるが、あえてそうしているのにはそれなりの理由があるのではないかと思っている。
- あとは、説明の中で、資料1-1のユニバーサルデザインのまちづくりの方で、そちらよりも心のバリアフリーだと言っていたのだが、注釈にもあるように、県には、「誰でも暮らしやすい福祉のまちづくり条例」というのがあり、これは主に、ハード的な面の色々な基準を作っている。
- 同様のものは仙台市にもあるが、仙台市にはきちんと協議会がある。色々な70ぐらいの団体が入って、定期的に集まって協議している。県には、そういう協議の場がない。
- だから、私は心のバリアフリーだけでなく、やはり差別解消には、まちづくりも密接に関係しているし、環境の整備ということできちんと法律の総則に入っている

ぐらいであるため、ぜひこのあたりの関係も切り離さないで何かできればと思っています。

- あと、佐藤（由）委員にも伺いたいのだが、ちょっときつい言葉で言うと、人権救済となるだろうか、あっせんとか、それを主においた条例がある。一方では、共生社会作りをしようという、そちらに主眼を置いた条例もある。
- だから、あえて人権救済と言うが、相談とか助言・あっせんとか、勧告の部分をどのように条例として仕立てるのが一番良いかという点は、専門的な意見を聞きたい。
- また、ひとつここで気になるのが、資料1-2の左側に、相談体制は障害者権利擁護センターにお願いするとあるが、多分、権利擁護センターには、色々な障害者団体や色々な機関の協議会がないのだろうと思う。そのため、閉鎖的というか、その中だけの議論で終わってしまうので、もう少し色々な意見を聞いて、こういう相談があった、こういうときはどうしようとか、そういう協議会の場があったら、権利擁護センターに委託もいいと思うが、今の権利擁護センターは見えないので、そういう協議会の場があったら良いと思う。

#### （阿部会長）

- 3点あったかと思う。御発言の順番と変わってしまうかもしれないが、御了承いただきたい。
- まず、資料1-1の右側の「3 枠組み」の「(1) 軸とする考え方」の網掛け部分の共生社会のうち、ユニバーサルデザインのまちづくりについては、宮城県にも他の条例があるため、少し脇に置かれている印象があるということである。
- 仙台市にも同様の条例があり、仙台市の場合には協議会が設置されて、関係者間と仙台市の間で定例的に意見交換が行われているようだが、宮城県の場合、協議の場がないことがウィークポイントになっているのではないかということ、この際、そこも若干視野に入れて、本協議会での議論をすることはできないだろうかというのが1点目であった。
- 2点目は、手話言語条例を別に定めるか、差別解消と一体として定めるかということで、それぞれ利点と欠点があるのではないかと。それらがはっきり分かるような形で、今後、この協議会での議論ができるように配慮していただきたいということであった。その辺のところを整理していただければと思う。
- 3点目は、資料1-2の左側「2 障害を理由とする差別の解消に関すること」の中の、上から3つ目の「相談体制」のところ、「障害者権利擁護センターに相談業務を委託可能」と、本日の時点での方向性が定められており、まず、権利擁護センターには協議会が設置されているのかという基本的な確認がされた。
- もし、設置されていないのであれば、先ほどのユニバーサルデザインのまちづく

りと同様に、協議会のようなものを設置してほしいということであった。

- これは、開かれた組織という特性を持つべきだという提案の理由だったと思う。

**(事務局・小松課長)**

- まず、一つ目の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」についてだが、仙台市との比較において、協議会という話をいただいたところだが、別の課が担当の条例であるため、確認させていただきたい。
- それから、2つ目の差別解消と手話言語の条例を一つにするというところであるが、今回、一つにした理由としては、差別の解消というのも、手話言語を含む情報保障というのも、どちらも、障害のある方にとっての権利の尊重に関するものであると考えている。
- それから、法律上の規定になるが、障害者基本法に「地域社会における共生等」という部分があるが、1つ目として、「全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」、2つ目として、「全て障害者は、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」、3つ目として、「全て障害者は、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」、という条文があり、そうしたことから、差別解消と情報保障というのは、「軸とする考え方のところに載せさせていただいている共生社会の実現のためには、一体的に取り組んでいく必要があるのではないかと考え、今回の案としては、1つの条例として提案させていただいている。
- 様々な意見があると思うので、ただ今いただいた御意見はもちろん、今後、タウンミーティング等も含めて、広く御意見を伺っていきたいと考えている。
- 最後の障害者権利擁護センターについてだが、現在も様々な障害者の方に関する権利の相談業務を行っている。
- 相談を受けた後の協議会ということだが、実は、権利擁護センターを平成28年4月に設置した際に、協議会の設置も行っており、本日開催している障害者施策推進協議会が二枚看板という形で、ここの協議会を担っていただくという役割になっている。
- ただ、当時、二枚看板でやっていただくにも、実際に紛争の調停云々というところまで行うのはなかなか難しいという話をいただいたということを記憶している。
- 今回の条例では、その次の助言・あっせん等については、調整委員会というものを設け、そこで、助言なりあっせんなりを行っていくということで現在は考えている。

**(阿部会長)**

- ユニバーサルデザインのまちづくりの協議会の設置については、事務局の方で仙

台市の場合等を調べていただくとともに、御提案にあったように、宮城県では協議会が設置されていないということであれば、設置することを検討することの可能性について、改めて、現状を調べていただいた上で御判断をお示しいただくということで、森委員、よろしいだろうか。

- 手話言語を別条例でということについては、事務局から当初より説明のあったように、関係団体とのヒアリング等を通じて、それらを反映させながら素案を作っていくということだった。その際、いずれにしても色々な意見が出てくると思われる。他の先行している自治体のいくつかも迷っている中で作成されていたと推察されるため、当事者団体の意見等、何か情報を得られたら御提供いただきたい。
- 障害者権利擁護センターの協議会的なものについては、委員の方から過去に色々御意見をいただいた上で、とりあえず協議会的なものを設置して、そのことに関する経緯を踏まえて、調整委員会的なものをさらに新たに設置していきたいという趣旨で理解したが、そういうことであれば、森委員から提示された懸念等を踏まえた、より具体的な案として提示されたときに、改めて議論させていただくということでもよろしいだろうか。協議会がオープンでないというところをもう少しどう考えていくかということも、調整委員会の在り方などとも関連してくると思われるため、その辺りについて具体的な案が提示された際に、忘れずに論点として議論していくということでもよろしいだろうか。

**(森委員)**

- 現在設置されている障害者権利擁護センターについて、これは虐待等の相談にもあたっているが、差別解消法よりも先に障害者虐待防止法ができ、では、虐待防止法は条例が作られているかということ、全然作られていない。
- 私は、なぜかとずっと疑問に思っている。虐待も差別のひとつだと思うが、あえて今、差別解消の方は、全国で条例、条例と言って、私たちの全国組織も条例を作ろうとしている。これは、やはりひとつの動きである。なぜ虐待防止は条例がほとんどなくて、差別だけがあるのか。これは流れである。
- 手話言語条例も、たぶん5年ぐらい前から全国で動きがあると思うが、これもひとつの流れである。
- 流れを作っているのには、それなりの理由があるため、せっかく、県が設置している権利擁護センターが、虐待も差別も（相談の対象として）含む中で、この協議会が二枚看板のようだが、相談があったときに、センターの職員との実際の交流の中で、他の関係者も入って、運営委員会ではないが、ざっくばらんな話ができるような場ができればいいなという趣旨である。

**(阿部会長)**

- 運用上であっても、現在の在り方を少し見直してもらった方が良いのではないかと

という御意見として、事務局で受け止めていただけたらと思う。

**(川村委員)**

- 私は、精神障害の当事者であるが、私からは、精神障害に関する部分について、いくつかお話しさせていただく。
- 資料1-1の「3 枠組」の「(1) 軸とする考え方」のところに、左側の四角に「心のバリアフリー」とあり、その中に、障害の社会モデルの理解、差別解消、コミュニケーション力云々、とあるが、障害の社会モデルの理解や差別解消のところは、条例を作っただけでは実現されないと思っており、何か具体的な取組を継続的にしていかなければならないと思っている。
- 今の段階でどのような取組があるかということは、私もあまりアイデアがなくて、普及啓発や意見交換や交流ということしか浮かばないが、事務局では何か考えているのか。
- また、精神障害者は、隔離・収容の時代が長く続いており、今でも人権が奪われて暮らしているということが続いているように思う。
- しかし、一方で、障害者から見て差別をしている人というのは、差別をしたくてしているのではないというか、そういう方はおそらくそれほど多くないと思っており、差別に至る前には、必ず障害に対する誤解や偏見があると思う。
- 障害を持っていて差別を受けた、誤解や偏見を受けたと思っても、それを言っても良いのか分からない、声を上げることをしにくいということがある。自分が悪いと思ってしまうようなことがあると思っている。
- そういう、いわゆる精神障害者は犯罪を起こすのではないか、何をしでかすか分からない、という誤解とか偏見、差別だけでなく、自分が本来はできることややりたいことを奪うような関わり、これは多くは支援をする人に多いのかもしれないが、よかれと思ったことが本人にとっては自尊感情を損なうようなことであって、それが結果的にセルフスティグマに繋がるということが実際にあるように思う。
- 条例をつくることは、前向きなことであり、進めていくべきことだと思っているが、条例をつくることがゴールではなく、条例をつくってからがスタートだと思っており、条例をつくった後に、モニタリング等の中途の評価が必要だと思う。
- 今はまだ、精神障害については、普及活動をしていく必要がある状態だと思いつながら聞かせていただいた。

**(阿部会長)**

- 精神障害者を巡る誤解や偏見をさらにどう説いていくのかということが問題になっている。
- 条例の制定は積極的に評価されることであるだけに、いわゆるアクションプランというか、条例をどういう風の実効性のあるものにしていくのか、ということも併

せて検討していくことが必要ではないか、あるいは、そういう問題意識を持つべきではないかという御意見であった。

- また、もう1点は、そういうこと（条例の効果）をより具体的に見える形にしていくための評価をどうしていくかということもアクションプランと同様に考えておく必要があるのではないかという、2つの御提案を含む御意見であった。

**（事務局・小松課長）**

- お話いただいた内容について、まさにその通りだと思っており、これまで「みやぎ障害者プラン」に基づき、様々な施策を展開している中で、差別の解消というの大きな柱のひとつとして取り組んでいるところだが、お話いただいたとおり、なかなか誤解や偏見というものがなくなるというのが事実。県のプランに掲げた施策をなお一層推進していくという観点においても、やはりそれは今回、条例を制定させていただいて、県民の皆様一人ひとりに、差別を行ってはいけない、解消しなくてはならないということを確認していただくということが、条例を作る大きな意義になるのではないかと考えている。
- ただ、作って終わりでは意味がないというのはその通りだと思っており、そうした県民の皆様の間の意識を広めつつ、これまでの施策を盛り込み、あるいは、拡充させられるものは拡充しながら、一步でも二歩でも、そうした取組を進めて、障害者の差別解消に繋がっていけばと思っている。
- 具体的な事業がどのようなものがあるのかということは、条例の制定と併せ、県庁内で色々な事業を行っているため、関連事業を聞き取りしながら、どういった体系になっていくのかというのは、今後整理していきたい。

**（佐藤（由）委員）**

- 先ほど、人権保障の問題として、助言・あっせんのことについて、お話があったかと思うが、人権保障としては、差別された方が訴訟に訴えるということは、当然、権利として保証されているが、現実には難しく、なかなか訴訟まではできないというときに、身近に解決できる手段として考えられているのが助言・あっせん制度であると考えている。
- ただ、既に条例のあるところでも、現実に助言・あっせんまで至っている事件というのは、非常に少ない、なかなかないのが現実で、それがなぜなのかということは、今のところ分からないが、相談体制と助言・あっせんとをどのように繋ぐかというのも、とても大きいことではないかと思っている。
- 相談体制が傾聴に終わっているような相談体制だと、人権救済には向かわない。単に聞いて終わるのではなく、そこから問題があったら助言・あっせんに繋げていくようなきちんとしたルートがあることや、職員に対する研修など、そういったことも大切ではないか。

- もちろん、障害のある方の力はまだまだ弱いため、助言・あっせんまで至らないというのが現実だとは思いますが、助言・あっせん制度が身近な制度だと考えていただけるような制度設計になることが大事である。相談と助言・あっせんがすっかり断絶していると難しい。いきなり助言・あっせんに行く人はいないので、そのルートをどう作るかがひとつであると思う。
- また、どのように定着させるのかというのは非常に難しい問題である。条例制定までのプロセスでは、やはりタウンミーティングが大事なのではないかと。タウンミーティングにどれぐらい、障害のある方もない方も参加して、この条例の問題について、同じような考え、あるいは問題意識を共有してもらえるか、そのところがどれぐらいできるかというのが大事であると思う。
- 条例を作って終わり、ではないが、作るまでも、そこがとても大事ではないかと思っているので、タウンミーティングのあり方についても、御検討いただけたらと思う。

**(阿部会長)**

- 3点あったかと思う。
- 資料1-2の「2 障害を理由とする差別の解消に関すること」で、森委員からも御指摘があったところだと思うが、1点目は、相談体制と助言・あっせんの調整委員会による関係性というか関連性をどう考えるかということが大きなポイントになるのではないかという御意見であった。
- この点に関しても、素案を作られるときに、受け止めておいていただきたいと思う。
- それから、併せて、同じ箇所であるが、相談体制で、障害者権利擁護センターに相談業務を委託可能とあり、センター職員等に守秘義務を課すとあるが、それと同様に、職員の研修・養成をしっかりと考えておく必要があるのではないかということで、この辺も素案を作られる際に、注視しておいていただきたいという御意見であった。
- 3点目は、別紙で説明があり、タウンミーティングの開催日程等も、案として、本日の資料で示されていたが、条例制定の後を考えると、もっと丁寧に、多くの人に参加する形で開催されるように配慮することがすごく大きな意味があるのではないかと、条例が県民の間に浸透していくという点から見ると、本当に大切な意味があるため、開催に当たっての準備を丁寧に進めてほしいという御提案であった。
- 事務局から今の時点で回答願いたい。

**(事務局・小松課長)**

- 最後のタウンミーティングについては、本日御了解いただいたら、この内容で開催するというので手続きを取りたい。

- 具体的には、マスコミの方への投げ込みや、あるいは、各圏域で行うため、各圏域にある保健福祉事務所を通じて障害者の方の団体や広く皆様にお集まりいただけるような方策を取っていきたいと考えている。

**(阿部会長)**

- 関係団体からの意見聴取等もあったが、先ほどの森委員の御発言の中にも「たくさん話したいことがある」ということもあった。
- 本日、本協議会で、多くの委員の皆様が、資料に基づいて初めてお話を伺ったというところもあると思うため、関係団体に含まれるか分からないが、本協議会の委員にも積極的に意見を聞くような対応をとっていただきたいと思う。
- また、委員の皆様から私の方にお話ししたいこと、質問や意見がたくさんあるからということであれば、事務局に御連絡を入れていただき、事務局で受け止めて声を聞いていただけたらと思う。

**(森委員)**

- 相談体制、助言・あっせんについて、県の障害者権利擁護センターは、佐藤（由）委員からも職員研修という話があったが、1人でやっているのか、数人でやっているのか、5、6人でやっているのか、10人でやっているのか、この辺をきちんと伝えていただいたほうが良いと思う。
- 私は、非常に貧弱というか、脆弱な体制であると思っているので、先ほどのように協議会のようなものが必要だと言っている。

**(事務局・小松課長)**

- 権利擁護センターの体制であるが、県から社会福祉士会に委託して運営していただいております。常勤で1名という体制となっています。

**(阿部会長)**

- 不十分な体制ではないかという御指摘であった。この辺も、今後、相談体制と助言・あっせんを条例に関わって考えていく上での論点として受け止めていただきたい。

**(志村委員)**

- 質問1点と、提案1点として、申し上げる。
- 1つは、前回の障害者プラン策定の際に、県民調査をした結果、差別解消法に対する認知度が、県民全体も低いし、当事者の方も低かったという結果が出ていたと思うが、プラン策定後、県で周知させるための取組を何か行っているか。
- もう1つは、今回、条例を策定するときに、資料1-2のキーワードのところだが、県民の方はほとんど知らないと思う。このキーワードを問われたときに、答えられる一般県民がどれだけいるのだろうか。
- そういったことを定例的に伝えていって、その中で初めて、県民に対して合理的

配慮を義務化するかどうかということに行かないと、「いきなり何か降ってきた」、  
「なんだこの義務は」、というようなことになってしまうのではないか。

- 先ほど、川村委員からも啓発というところがすごく大事だという御意見をいただいていたと思うが、そういった部分で、パブリックコメントもしているし、タウンミーティングもするが、一般の方にどうやって伝えていくか。
- 見ない人は見ないので、どうやっても無理だとは思いますが、少なくとも県政だよりがあるということであれば、そこに、定期的に、言葉の説明や、もう少し分かりやすく丁寧に、条例の制定に向けてこういう動きで進めている、というような、コメントをシリーズ化するような形で流してみるのはいかがでしょうかという提案である。

**(阿部会長)**

- 1点目は、事実、状況に関する御質問であった。
- 差別解消法は、その後、どれぐらい県民に浸透していると事務局では認識・把握しているのかということであった。
- それは、単なる事実認識ではなく、2点目として、積極的・具体的な方法として、例えば、キーワードを理解してもらうような取組を条例制定と併せて行っていく必要があるのではないかというアイディアの提案であった。

**(事務局・小松課長)**

- 差別解消に向けた取組ということであるが、差別をしてはだめだという直接的な取組は難しいと考えている。
- ただ、色々と障害福祉施策を推進するに当たり、例えば、本日お手元にヘルプマークも配布させていただいているが、そうした中で、障害者への理解が進んでいって、差別が行われたい、あるいは、合理的配慮が提供されるような形に少しでも役立っていければと思っている。
- その他の施策でも、会議の際に手話通訳の方に付いていただく等、そういったところは少しずつ数を増やしながら施策を実施しているという中で、徐々に解消していければいいと思っている。
- 具体的な県民調査は、あれ以降していないという状況であり、数字的なところは申し上げられないが、様々な施策を展開する中で、そのような社会になっていければと思っている。
- それから、2つ目のコメントはアイディアとしてお聞きした。どのような形をとっていけるのか、御意見を踏まえて、今後検討していく。

**(阿部会長)**

- 私から1点、御提案させていただく。
- 事務局からの説明にも、今回の条例制定に関わる協議とともに、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」ということで、それを受けて、関係団体のヒアリングや

タウンミーティング等を行いたいという話があった。

- 私自身も、関係される方々から直接お話を伺ってみたいという気持ちを、本日、皆様の御意見を伺っていて強く感じたため、委員の皆様の御賛同をいただけるのであれば、次回以降のこの協議会に、いわゆる当事者と呼ばれる方々も含めて、関係する団体の皆様においでいただき、お話を伺うことができる機会を設けていただけたらと思うが、いかがか。

※異議なし

- うなずいていただいた方が多かった気がするので、事務局に伺いたいのだが、そういう機会を設けるということについて、御対応いただけるか。

(事務局・小松課長)

- 調整させていただく。

(阿部会長)

- よろしくお願ひ申し上げます。
- 本日、皆様から御意見をたくさんいただいた。
- 今回の策定方針や骨子案について、私も議事進行の中で、論点として抑えていただきたいと委員の皆様にもアナウンスしてきたところであるため、そういう点も踏まえて、協議会として、本日示された策定方針及び骨子案について、了承するというところでよろしいか。

※異議なし

- それでは、この議事については了承とする。

## (5) 報告事項1「宮城県における「ヘルプマーク」の導入について」

### ①事務局説明

(事務局・小松課長)

- それでは、「宮城県における「ヘルプマーク」の導入」について、資料2に基づき御説明させていただく。また、お手元にマークとチラシをお配りしているので、こちらも御覧いただきたい。
- 1「概要」を御覧いただきたい。(1)の趣旨であるが、ヘルプマークは、人工関節や内部障害、難病など、外見からは分からなくても配慮や手助けを必要とする方が身に付けるもので、平成24年10月に東京都が導入し、平成29年7月にJIS化された。
- (2)本県の取組として、「みやぎ障害者プラン」の重点施策の一つである「障害を理由とする差別の解消」に導入を明記し、障害者週間が始まる12月3日から配布を開始した。特に、仙台市とは歩調を合わせて導入したところである。マークは当県含め35都道府県で導入済みである。

- 導入効果のイメージであるが、配慮や手助けを必要とする意思を示すことによる「本人の安心」や「家族・支援者の安心」、情報を書き込むシールを添付することによる「情報・コミュニケーション支援」、マークを通じた「障害や障害のある人に対する理解の促進」、さらには「共に尊重し、お互いに支え合う文化の醸成」が期待される。こういった効果は、障害があっても安心して暮らせる地域社会の実現に資するものと考えている。
- 2「導入方法」を御覧いただきたい。申出があった方に対し、市町村等の窓口で趣旨等を説明の上配布しているが、障害者手帳等の確認や申請行為は不要としている。
- 当県の特徴として、本体等は専門業者から調達しているが、県内の障害者就労支援事業所の工賃向上の観点から、組立等を同事業所へ発注し、20,000 個を御用意した。
- 3「普及啓発体制」であるが、マークの取組を継続的な「運動」として根付かせるため、多様な主体を巻き込み下の図のとおり当事者と一般県民双方へ訴求していく。特に、福祉団体はパートナーと捉え、マーク配布や普及啓発で連携していく。本日出席いただいている身体障害者福祉協会様には、配布や啓発の御協力をいただいているところである。
- 図の中でポイントとなるのは、交通事業者、小売大手、民間企業も含んだ啓発を展開することで、マークの利用者となる当事者だけでなく、一般の方の認知度向上も図っていくということである。
- 具体的には、交通事業者であれば仙台市交通局や民間バス・鉄道事業者等、小売大手であればショッピングセンターや大手スーパー等、企業であれば商工団体や経営者団体、同業組合等であり、協力いただく内容はポスター等の無償掲示、チラシ配布、従業員教育等である。
- 「宮城県における「ヘルプマーク」の導入について」の説明は以上である。

## ②質疑応答

(阿部会長)

- 宮城県におけるヘルプマークは、既に12月3日から配布が始まっており、今後とも、多様な主体を巻き込みながら、継続的な運動として根付くように、普及啓発に取り組んでいきたいという説明であった。
  - 委員の皆様から何か質問等はあるか。
- ※意見なし
- では、説明を承ったということにさせていただきます。

## (6) 報告事項2「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度について」

## ①事務局説明

(事務局・鎌田課長)

- 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度について、報告させていただく。資料3を御覧いただきたい。
- 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度は、平成30年9月3日から開始している。
- 同様の制度は、一般的に「パーキングパーミット制度」と呼ばれ、すでに36府県で導入されている。宮城県では、「ゆずりあい駐車場利用制度」と称している。
- この制度は、障害者等の歩行が困難な方に、公共施設や商業施設等の障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付し、駐車時に車内に掲示していただくことで、駐車区画の適正な利用を進める制度となっている。
- 利用証の交付対象者は、身体障害者や要介護認定を受けた方、妊産婦やけが人等、裏面に掲げる基準に該当する方となる。
- 利用証を使用できる駐車区画は、協力の申し出をいただいた公共施設や商業施設等において、利用証を掲示し利用できる駐車区画を設定、表示する。駐車区画には、幅広で青色の車椅子利用者優先区画と通常幅で緑色のゆずりあい区画の2種類があり、各協力施設の状況に応じて設定している。
- また、利用証の申請方法は、郵送または県庁及び各保健福祉事務所、地域事務所へ持参となっているが、各市町村においても、チラシや申請書様式の配布に協力いただいている。
- 現在の交付実績は、平成30年11月30日時点で、車椅子利用者用814枚、ゆずりあい区画1,007枚となっており、合計で1,821名の方が利用されていることになる。
- 協力施設数は、333施設で、区画数は、2種類合わせて、1,088区画となっている。
- 今後も、本制度の周知に努め、数多くの施設に設置いただくよう協力を働きかけていくこととしている。

## ②質疑応答

(阿部会長)

- ゆずりあい駐車場利用制度は、9月3日から始まっており、12月20日現在で333の施設が協力施設となっているということ等、説明をいただいた。
  - この報告について、委員の皆様から質問等あるか。
- ※意見なし
- 御了解いただいたと理解させていただく。

## (7) 進行

(阿部会長)

- それでは、これで議事の一切を終了し、進行を事務局にお返しする。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただき、感謝申し上げます。

(以上)